

令和6年3月27日

## 住民監査請求の監査結果の公表について

令和6年3月26日付けで、監査委員が住民監査請求の監査結果を別添のとおり通知しましたので公表いたします。本件は、同年1月26日付けで豊能町住民12名から監査委員あてに住民監査請求（地方自治法第242条第1項）が提起され、豊能町職員措置請求書が提出されたことによるものです。

請求書の概要は、令和4年豊能町議会6月定例会において「豊能町スマートシティ事業」推進のための補正予算案が可決されましたが、その財源とする企業からの寄附金の一部しか納入されなかったため、町の損害額として寄附金未納分1億3518万1千円を豊能町長が前町長に対して請求することを求めたものです。

今般、監査委員は、請求人から陳述の聴取を行い、また、町側からも請求人の主張に対する陳述の聴取を行いました。争点や財務会計上の違法行為などの有無について慎重かつ厳正に監査を行い合議した結果、監査の結論として、豊能町長が前町長に対して、本日から3か月以内に町の損害額3903万6200円を請求するよう勧告を行いました。

（参考）住民監査請求とは、住民がその所属する普通地方公共団体の財務会計上の行為について、違法又は不当な行為又は必要な行為を怠る事実があると判断した場合に、当該団体の監査委員に対して監査を求め、行為の防止や是正その他の必要な措置を講じるよう請求することです。

住民監査請求は、地方公共団体の財務運営の適正を確保し、住民の利益の保護することを目的としています。（地方自治法第242条関係）

### 【お問合せ先】

豊能町監査委員事務局

☎代表：072-739-0001

直通：072-739-3415